

「臨時株主総会決議に基づく当社株式の取り扱いについて (Q&A)」

Q : 今回の件に関する日程を教えてください。

A : 概略は以下のとおりです。

日 程	内 容
平成 22 年 11 月 24 日 (水)	臨時株主総会
平成 22 年 12 月 24 日 (金)	当社株式の最終売買日
平成 22 年 12 月 25 日 (土)	当社株式の上場廃止日
平成 22 年 12 月 30 日 (木)	全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日
平成 23 年 3 月下旬	端数株式売却代金の支払い開始 (予定)

Q : 今回の臨時株主総会での決議にあたって何か手続きが必要ですか？

A : 特に必要ありません。株主総会決議に従い、自動的に手続きが行われます。

Q : 株式売却代金の支払い予定額はいくらですか？

A : 現在の普通株式 1 株あたり 450 円となる予定です。

ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等には、実際に交付される金額が異なる場合があります。

Q : 株式代金の支払い日はいつですか？

A : 平成 23 年 3 月下旬の予定です。

当社より「ゆうちょ銀行端数株式処分代金領収証」を株主様のお届出住所（またはご指定の送付先）にお送りいたします。

Q : 端数株式売却代金とは、何ですか？

A : 当社普通株式の対価として、株主様に割当てられる A 種種類株式が 1 株未満となります。これを「端数株式」といいます。この端数株式を、裁判所の許可を得た価格で三菱倉庫に売却いたします。この売却代金を端数株式売却代金と言います。この売却代金は、株主様のご所有株数に応じてお支払申しあげます。お支払の時期は、平成 23 年 3 月下旬を予定しております。

Q : 端数株式売却代金に税金はかからないのですか？

A : 端数株式売却代金に税金はかかりませんが、譲渡損益部分が課税対象となります。

詳しくは、税理士または税務署にお問合せください。

Q : 単元未満株式の買取請求はできますか？

A : 平成 22 年 12 月 22 日 (水) まででしたら受付可能です。

この期間の単元未満株式の買取請求は、従来どおり当社の「株式取扱規則」に基づいてお取扱いいたします。所定の「単元未満株式買取請求書」にてご請求ください。

平成 22 年 12 月 23 日 (木) 以降は、買取請求の受付を停止させていただきます。

Q : 単元未満株式の買増請求はできますか？

A : 平成 22 年 12 月 13 日 (月) まででしたら受付可能です。

この期間の単元未満株式の買増請求は、従来どおり当社の「株式取扱規則」に基づいてお取扱いいたします。所定の「単元未満株式買増請求書」にてご請求ください。

平成 22 年 12 月 14 日 (火) 以降は、買増請求の受付を停止させていただきます。

Q : 今回の株式の取扱において、会社（富士物流）はどうなってしまうのですか？

A : 当社は、三菱倉庫の子会社になります。また、株主は三菱倉庫と富士電機ホールディングスの 2 名株主となります。

Q : 住所が変わりましたがどうしたらよいですか？

A : 証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社に、また、特別口座で保有されている株主様は、みずほ信託銀行 (TEL 0120-288-324) までご連絡ください。

Q : この件に関する問合せ先はどこですか？

A : みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 です。

TEL 0120-288-324 (フリーダイヤル)

フリーダイヤル利用時間 土・日・祝日を除く、9:00~17:00

以 上

